平成２５年（フ）第５１５号
岡山市中区海吉1965番地５
債務者　岡本富士惠
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３号
釧路市芦野２丁目19番22号
債務者　千葉　光代
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
長野県小諸市東雲１丁目１番25号　イーストB103
債務者　山口二三夫
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１１１９１号
東京都西東京市柳沢１丁目14―４―302
債務者　河野　昭彦
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６１２号
東京都台東区寿３丁目７―１―802　寿町フラワーホーム
債務者　金沢大仁こと　金　　大仁
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４９５号
東京都港区南麻布３丁目12―１―408
債務者　小橋　芳子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８７１号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
債務者　西田　頼由
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１６４号
東京都大田区西糀谷２丁目31―21―202
債務者　岩瀬　邦一
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６０号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目14番10―502号　曙荘Ⅴ
破産者　仲程　路芳
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９７６号
札幌市北区屯田３条４丁目２番23号
破産者　小玉　晃裕
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９５６号
札幌市豊平区西岡５条２丁目９番６号
破産者　金田　美樹
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６３号
東京都渋谷区本町４丁目４―10　アローヒルズ203号、申立時の住所札幌市東区北49条東14丁目７番19号
破産者　森橋　殉也
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７２号
札幌市東区北30条東８丁目２番25号　コーポ30―205号
破産者　菅原　伸一
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３８号
札幌市南区南38条西10丁目１番12―201号
破産者　中松巳智雄
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８０号
仙台市泉区南光台２丁目14番36号　佐藤荘202
破産者　向後　利夫
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂10番地９　プラザ21―203号
破産者　伊藤　正春
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
宮城県石巻市双葉町８番35号、前住所仙台市泉区南光台１丁目36番８号　ロフティーランファン207
破産者　安部　光江
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係